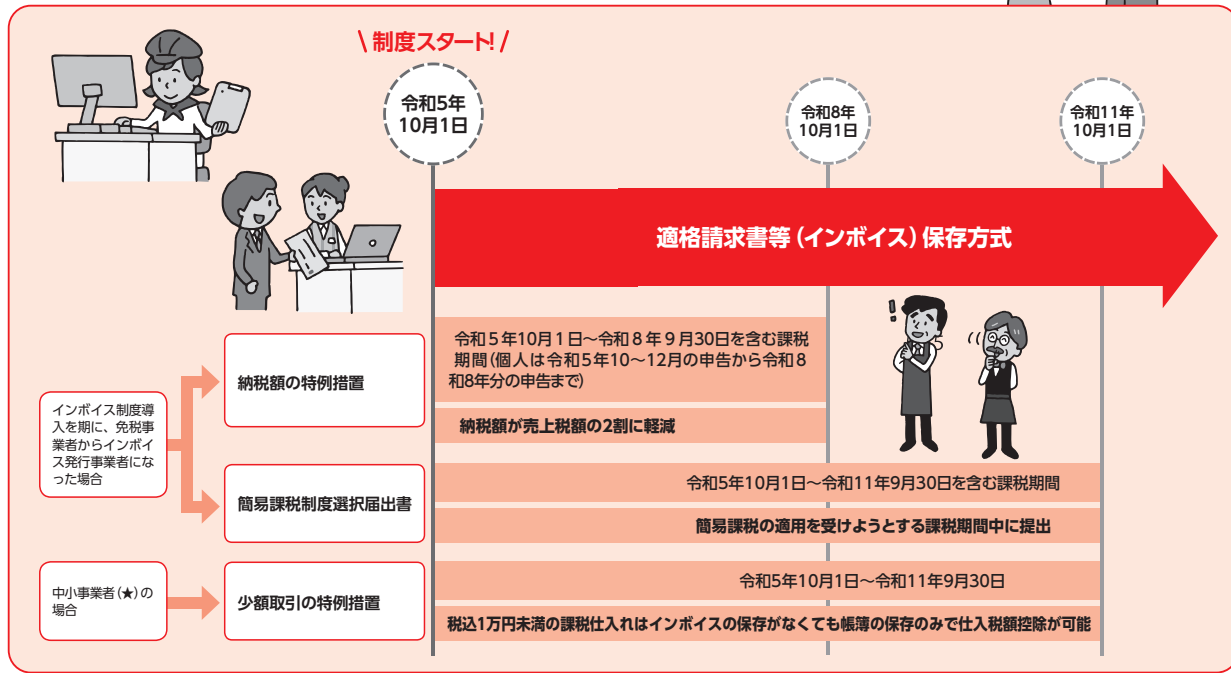


制度スタート後の特例措置など

免税事業者がインボイス制度を機にインボイス発行事業者になる場合、インボイス制度が始まってから一定期間、納税額の特例措置や、事業規模により少額取引の特例措置があります。その期間について確認しておきましょう。

※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。



令和5年10月1日より インボイス制度がスタートします



第92号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 (0228) 52-3300
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者
佐藤 倫治

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション

免税事業者がインボイス発行事業者となり、納税額の特例を適用したのち簡易課税を選択する場合の例をご紹介します。

例) サービス業の個人の場合 課税期間: 1月1日～12月31日

時期	決算・申告等	納税の形態	決算内容/納税額の計算例
令和5年10月	適格請求書等発行事業者として登録	免税→課税	
令和5年12月	決算	令和5年1～9月免税 令和5年10～12月課税(特例を選択)	売上: 500万円(消費税額50万円) 経費: 100万円(消費税額10万円) 売上: 200万円(消費税額20万円) 経費: 50万円(消費税額5万円)
翌年3月	令和5年度確定申告、消費税納税		特例を選択 納税額: 20万円×2割=4万円 (参考) 簡易課税の場合 20万円-10万円 ^{※1} =10万円
令和6年12月	決算	令和6年1～12月課税(特例を選択)	売上: 700万円(消費税額70万円) 経費: 150万円(消費税額15万円)
翌年3月	令和6年度確定申告、消費税納税		特例を選択 納税額: 70万円×2割=14万円 (参考) 簡易課税の場合 70万円-35万円 ^{※1} =35万円
令和7年12月	決算	令和7年1～12月課税(特例を選択)	売上: 700万円(消費税額70万円) 経費: 150万円(消費税額15万円)
翌年3月	令和7年度確定申告、消費税納税		令和6年分と同様
令和8年12月	決算	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出 令和8年1～12月課税(特例を選択) 令和8年9月30日を含む課税期間まで特例を選択できます。	売上: 700万円(消費税額70万円) 経費: 150万円(消費税額15万円)
翌年3月	令和8年度確定申告、消費税納税		令和6年分と同様
令和9年12月	決算	令和9年1～12月課税(簡易課税を選択)	売上: 700万円(消費税額70万円) 経費: 150万円(消費税額15万円)
翌年3月	令和9年度確定申告、消費税納税		簡易課税を選択 納税額: 70万円-35万円 ^{※1} =35万円

※2 「消費税簡易課税制度選択届出書」は納税額の特例の取り扱いが終了する令和8年9月30日を含む課税期間までなら、いつ提出してもOK。提出の有無に関わらず、この期間は2割の特例を適用することができます。

法人の場合は、決算後2か月以内に消費税の申告納税を行います。

※1 簡易課税を選択すると、みなし仕入率が適用されます。サービス業のみなし仕入率は50%のため、20万円×50%=10万円、70万円×50%=35万円

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

対象期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象

納税額の計算例 売上: 700万円(消費税額70万円)
経費: 300万円(消費税額30万円) ※サービス業の場合

本則課税の場合 70万円-30万円 =40万円	簡易課税の場合 70万円-35万円※ =35万円 ※サービス業のみなし仕入率は50%のため、70万円×50%	特例の場合 70万円×2割 =14万円
---	---	---



この特例を適用すれば、売上・収入を税率(8%・10%)ごとに把握するだけで申告書が作成できます。事前の届出も不要です。確定申告の時に特例を適用するかどうかを選択して、確定申告書に記載すればOKです。

免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合



本来、簡易課税を選択する場合には、課税期間の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出する必要があります。

しかし、インボイス制度の開始により、免税事業者がインボイス登録事業者となり、簡易課税を選択する場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においては、簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出すればOKです。

課税期間の途中からの登録が認められるので、簡易課税も課税期間の途中からで良いことになります。

簡易課税って何?

簡易課税制度では、課税売上に係る消費税額に税法上定められた「みなし仕入率」を乗じて計算します。みなし仕入率は業種別に定められています。

- 卸売業.....90%
- 小売業.....80%
- 製造業・建設業等.....70%
- 飲食業等.....60%
- 運輸通信・金融・保険・サービス業.....50%
- 不動産業.....40%

簡易課税制度を選択できるのは、前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

消費税の計算

登録日から事業年度終了の日(個人事業主の場合は12月31日)までの課税売上をもとに、みなし仕入率を用いて計算します。登録日の前日までの売上は免税となるので、注意が必要です。

申告期限と納付期限

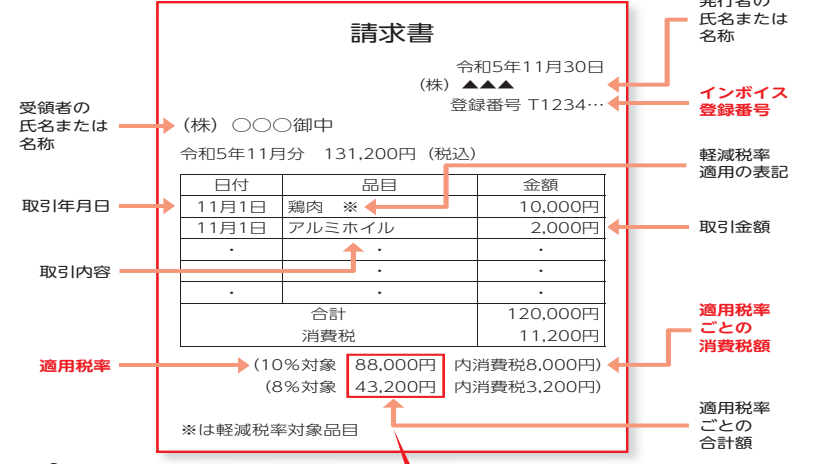
【法人の場合】一般的には事業年度終了の日から2か月以内
【個人の場合】翌年3月31日まで



インボイスの記載事項を確認

インボイスの基本的な記載例を挙げますので、確認しておきましょう。取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

インボイスの基本記載例



現在「区分記載請求書」を発行すれば、追加項目は太字の3つです。

(10%対象) 80,000円 消費税8,000円
(8%対象) 40,000円 消費税3,200円

※は軽減税率対象品目

適用税率ごとの合計額は税込・税抜どちらの表記でもかまいません

国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始!

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売り手の対応と買手の仕入税額控除額について

国税庁 [法人番号] 7000012050002

インボイス制度において特にご留意いただきたい事項がございます

売り手の対応

10月になっても、まだ登録番号の通知が届かないなあ…

どうやってインボイスを交付しよう…?

安心してください!
次のような対応が可能です

- 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する**
また番号がわからないので、インボイスは後日交付します
- 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す**
番号を入れたインボイスを改めて交付します
- 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする**
請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります

でも、小売店だと後で交付は難しいなあ…

そんな時は…

事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする

インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けることとなりますが、通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって当店では…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう

登録番号は「T1234…」となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日(通知を受けた日)までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください。

Print!

買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

番号を教えてください

T1234…です

Write!

※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…?

後でお知らせするとは言っていたけど…

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です!

お知らせは事後的に保存できればいいのね!

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です!

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、**税込1万円未満の課税仕入れ**について、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「**少額特例**」)といえますので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな!

1万円(税込)は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください!

【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入
→ 特例の対象としてインボイスの保存は不要

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入
→ 特例の対象外のためインボイスの保存が必要

1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか!

インボイス制度と電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は、下の3区分に分かれています。下記の色字の部分が主なインボイス制度に関連するものです。

- 帳簿保存(電子的に作成した帳簿・書類)**
会計ソフトなどの電子的に作成した帳簿、電子的に作成した決算書類や自社発行の納品書・請求書の控えが該当します。
保存の主な要件
・変更の履歴がわかること
・検索機能
・使用中のシステムの説明書等を用意
・モニターやプリンタを準備すること
- スキャナー保存(紙で受領・作成した書類をスキャナーで保存したもの)**
紙媒体で発行・受領した領収証・契約書・見積書・請求書・仕入明細書などをスキャンして電子保存する場合は該当します。
保存の主な要件
・入力期間の制限
・解像度
・検索機能
・タイムスタンプ付与
・整然・明確出力
・使用中のシステムの説明書等を用意
・モニターやプリンタを準備すること
- 電子取引(メール等の電子的に授受した取引)**
電子インボイス、メールで受信した書類、ペーパーレスFAXで受信した書類、クラウド上で交わした契約書などが該当します。
保存の主な要件
・検索機能
・使用中のシステムの説明書等を用意
・ディスプレイやプリンタを準備すること
・真実性を確保するための措置
※タイムスタンプ付与、訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め運用する。

電子帳簿保存法はすべての事業者の対応が想定され、もとのデータが電子のものには紙媒体での保存が認められず、罰則規定もあります。詳しくは、電子帳簿保存法を参照してください。

電子文書運用の国際規格(Peppol(ペポル))に準拠した日本版デジタルインボイスも開発が進んでいます。将来的に海外企業との取引も効率的になりそうです。

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)へのお問い合わせ
【電話番号】フリーダイヤル(無料)
0120-205-553
【受付時間】9:00から17:00(土日祝除く)

Q インボイスの保存方法を確認したいのですが?

A インボイスは、**買手**と**売り手**の間でやり取りします。受け取った事業者だけでなく、発行した事業者も写しを7年間保存しなくてはなりません。発行された状態により、次のように保存をしましょう。

👉 **令和5年12月31日まで**

インボイスの種類	売り手	買手
書面	書面の写しを保存(レジのジャーナル、一覧表や明細書なども可)または書面の写しを電子化して保存	書面(原本)を保存または書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存またはプリントアウトして書面で保存	データで保存またはプリントアウトして書面で保存

👉 **令和6年1月1日から**

インボイスの種類	売り手	買手
書面	書面の写しを保存(レジのジャーナル、一覧表や明細書なども可)または書面の写しを電子化して保存	書面(原本)を保存または書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存	データで保存


※ 検索要件、タイムスタンプなどの要件を満たしていることが必要です。

令和6年1月1日からは電子帳簿保存法の有償(ゆうじょ)規定(上記の赤色の下線部)の期限が切れます。上の表の色字の部分は、このように保存して電子帳簿保存法の要件を満たしていないと罰則等の対象となります。もとのデータが電子のものは紙媒体での保存が認められなくなります。インボイス制度と電子帳簿保存法の関係については、左の記事を参照してください。

インボイスの交付や保存が免除されることはありますか？

A インボイスの交付義務が免除されるのは、表の①～⑤の5つの場合です。この5つの場合は、インボイスが交付されないときは保存することはできないので、その旨を記載した帳簿があれば仕入税額控除が認められます。また、表の⑥～⑪の場合も、この旨に当てはまることを記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。

インボイスの交付が免除される取引

取引内容	交付義務が免除される事業者等
① 税込金額が3万円未満の公共交通料金  チケット1枚ごとの金額や月でまとめた金額ではなく、1回の取引ごとの税込金額が3万円未満の場合に限ります。例えば、東京～大阪間の新幹線運賃が1人1万4,000円とすると、4人分まとめた場合は5万6,000円なので、免除の対象とはなりません。	鉄道会社、バス会社など
② 自動販売機による税込価額が3万円未満の商品販売	販売者（自動販売機の設置者など）
③ 郵便ポストに投函される郵便物	郵便局
④ 卸売市場でのせりや入札による販売	販売者（出荷者）
⑤ 卸売市場、農協、漁協などで受託者が販売する生鮮食品や農林水産物など	委託者（出荷者や生産者）

インボイスの保存が免除される取引

※インボイスの交付が免除される取引①～⑤のほか

取引内容	取引される物の例
⑥ 出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金、通勤手当	社員から受け取る旅費の領収書など
⑦ 簡易インボイスの要件を満たす施設の入場券などで、使用したときに回収されるもの	展示会や美術館の入場券など
⑧ 古物営業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の古物	※1 から買い受ける中古車、中古楽器、中古衣料など
⑨ 宅地建物取引業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の建物	※1 から買い受ける中古住宅、中古マンションなど
⑩ 質屋を営む事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の質草	※1 から買い受ける時計、バッグなど
⑪ リサイクル事業の事業者などがインボイス発行事業者ではない者から買い受けた再生資源、再生部品	※1 から買い受ける使用しない電子機器類、金属類、紙類など

※1=個人（会社員や団体職員など）やインボイス制度に登録していない事業者



インボイス制度導入から6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）、中小事業者*は、税込1万円未満の課税仕入れについてはインボイスを保存しなくても、帳簿を保存すればOKです。
*2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人の場合は1～6月）の課税売上が5,000万円以下の事業者

理事会だより

第1回理事会

- 開催日時 令和5年5月10日
- 開催場所 一迫花山商工会
- 出席者 13名

【第1号議案】会員加入承認・変更等報告の件
 【第2号議案】花山支所閉所に伴う定款の一部改正（案）承認の件
 【第3号議案】花山支所閉所に伴う処務規程の一部改正（案）承認の件
 【第4号議案】青年部長交替にかかる役員欠員に伴う補欠選任について
 【第5号議案】令和5年度優良従業員等表彰受賞候補者の決定の件
 【第6号議案】商工会費の回収不能案件の取扱いについて
 【第7号議案】令和5年度通常総会提出議案承認の件
 【第8号議案】令和5年度通常総会開催日時及び開催場所決定の件

【報告事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症「5類感染症以降に伴う県の対応について
- ② 中小・小規模事業者関連施策情報について
- ③ 令和5年度税制改正に伴うインボイス制度に関する改正について

第2回理事会

- 開催日時 令和5年6月28日
- 開催場所 一迫花山商工会
- 出席者 13名

【第1号議案】役員補欠選任について
 【第2号議案】会員変更等報告の件
 【第3号議案】令和5年度事業計画の具体的な実施方針承認の件

【報告事項】

- ① 栗原市「電気・ガス・食料品等価格高騰」支援制度について
- ② 中小・小規模事業者関連施策情報について

◆令和5年9月30日現在会員数 249名（組織率85・0%）

女性部コーナー

身守りストラップ作成会と今後の活動予定

女性部では9月13日（水）、平成28年度から継続して行っているストラップの作成会を開催いたしました。

「子供は地域の宝」という思いから、毎年4月の入学式に一迫・花山小学校の新生一年生へ部員の皆さんが手作りした身守りという思いを込めたストラップを贈っています。今後の活動は講習会や親睦会を予定しております。未加入の女性のみなさま、お仲間になって一緒に活動いたしませんか。

青年部コーナー

第28回夏まつり 灯ろう流し大会

去る8月14日（月）、長崎川にて一迫花山商工会青年部が主催する第28回夏まつり灯ろう流し大会を開催しました。

本事業は先祖の供養、家内安全、健康等の祈願の他、地域振興の一助として毎年開催しており、今年で28回目の開催となりました。亡くなった先祖への想い、世界平和や疫病退散など、地域の方々の様々な願い事が込められた灯ろうが数多く寄せられ、大会当日は311個の灯ろうが長崎川の川面を彩り、多くの観客で賑わいました。青年部では通年を通し部員を募

和気あいあいとした楽しい女性部です。お仲間になっていただけの方、大歓迎です。商工会までご連絡お待ちしております。



集しております。四十五歳までの男女の方で、地域を盛り上げたい方、人脈を広げたい方などは非入部してみませんか。興味のある方は、商工会までご連絡お待ちしております。



予告

令和5年度制度改正等の課題解決環境整備事業

無料個別相談会のご案内

相談無料
事前予約制



令和5年度の制度改正等の対応でお困りの事業所に専門家がご相談に応じます。

こんなお悩みありませんか？

【生産性向上】

- 事業収益の確保
- 従業員の確保と活用
- 業務の効率化
- 経営管理
- 事業再編・再構築・新分野進出

【働き方改革対応】

- 働き方改革の理解促進
- 時間外労働の上限規制への対応
- 同一労働同一賃金への対応
- 社会保険の適用拡大
- その他(働き方改革関連)

〈日時〉令和5年11月22日(水)

11月30日(木)

午後1時30分～4時30分

※相談時間は60分以内。要予約。

〈場所〉一迫花山商工会館 会議室

栗原市一迫真坂字高橋10

〈定員〉1日3名まで ※先着順

〈講師〉よこお経営労務管理事務所 代表 横尾 徳仁 氏

(中小企業診断士・社会保険労務士)



〈申込方法〉一迫花山商工会まで

※相談内容によっては受付できない場合もあります。 ※お申込み後、受付完了のご連絡をいたします。

詳細は後日郵送でご案内します

〈締 切〉令和5年11月15日(水)まで ※定員になり次第締め切らせていただきます。

一迫花山商工会・宮城県商工会連合会 TEL：0228-52-3300 FAX：0228-52-2005

商工会活用事例

●経営力向上支援

専門家の指導で経営力向上



【利用者の声】

経営計画の策定で悩んでおり、商工会の経営指導員に相談したところ無料で専門家を派遣していただき適切なアドバイスを受け、今後の経営方針に役立ちました。

また、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓につなげることができました。

●資金繰りのご相談

会員限定 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

日本政策金融公庫が商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方々を対象に経営改善のために必要な資金を無担保・無保証人・低利で融資する国の制度です。

【利用者の声】

運転資金が乏しく資金調達を考えておりましたが、保証人も担保もあてがなく困っていたところ、商工会の経営指導員にマル経融資制度を進められ、商工会の推薦を受け、迅速かつスムーズに融資を受けることができました。無担保・無利子・低利で条件が有利な制度を利用しない手はありません。

●経理処理・税務申告

商工会がオススメする クラウド会計で楽々経理処理 商工会推奨の記帳システムです

◆だれでも使いやすい会計ソフト ◆充実したサポート体制であんしん

◆税制・法令改正対応も万全

【利用者の声】

商工会の勧めで、インターネットで楽に経理処理ができるクラウド会計を始めました。使い方も簡単で、税務申告期には、商工会の指導も受けながらスムーズな申告を行うことができ非常に助かっています。利用料金も格安で、毎日の経営に欠かせません。

また、正確な帳票が作成でき、各種支援金等の申請の際にも非常に役立ちました。

●労務の悩み解決

労働保険の事務代行

従業員が仕事や通勤途中で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に補償される労災保険と、従業員が失業した場合に給付される雇用保険のことをいいます。また商工会委託により、原則労働保険に加入できない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入することができます。

・メリット1

事業主や家族従事者でも「特別加入」の労災保険に加入することができます。

・メリット2

保険料を3回に分割して支払うことができます。

・メリット3

ハローワークに行かなくても面倒な雇用保険等の手続きを事業所に代わって行います。

・メリット4

政府上乗せ補償に加入できます。経営事項審査で加点(15点)されます。

【利用者の声】

従業員を雇用しておりますが、煩雑な労働保険の事務処理を商工会に代行していただいております。総務部門の手間が省けますし、手続きを忘れるというリスクもなくなりました。

●健康診断費用の助成を受けコストダウン

健康維持増進支援事業(事業所健康診断費用の一部助成)

【利用者の声】

商工会が主催する従業員の健康診断費用の助成制度を利用しております。従業員を多く抱えているため、費用の一部助成はかなりのコストダウンにつながっております。

●巡回訪問で商工会が身近な存在に

【利用者の声】

商工会の職員の方が、定期的に訪問していただき、経営の各種情報提供や経営上の悩みなどの相談に乗っていただき、商工会は身近な相談相手として欠かせない存在です。

●安心、有利な各種共済・保険制度

そのほか、各種共済・保険制度などの福利厚生プランをご用意いたしております。

商工会を活用しましょう

商工会は、企業に寄り添い、地域企業の発展と地域活性化を目指します。



経営のこと、誰かに相談したい……。

経営全般

さまざまな面から経営をサポートしています

融資のことは相談できる？

金融相談・斡旋

無担保・無保証・低利の「マル経融資制度」などをご紹介します

税や経理ってすごく面倒……。

税務・経理

税務申告や経理もおまかせください

従業員や経営者のもしもの備えは？

労務・共済制度

福利厚生を整えて日々の事業・業務に安心を

地域を元気にするには？

地域振興・まちづくり

イベントやにぎわいのある商店街を目指して

商品やサービスをもっとPRしたい！

販路開拓支援・情報発信

販路拡大にチャレンジしませんか？

人脈づくりはできる？

青年部・女性部ほか

地域のネットワークが広まります

事業の発展に補助金を活用しよう！

補助事業のご案内

中小・小規模企業のための補助金を活用下さい

…… お気軽にご相談下さい ……

令和6年度中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等のポイント(抜粋)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省人化投資支援等に万全を期す。持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。
- その上で、GX/DX等といった産業構造の転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を後押しするため、予算・税等の政策手段を総動員する。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度(要求)
	1,090億円	1,336億円

【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じて取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 人手不足に対して省人化投資を支援するとともに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

【2】環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業を支援するとともに、売上高100億円以上など、飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

【3】事業承継を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

【4】社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域への企業立地を促す工業用水道の整備を支援する。また、多様な経営課題を抱える中小企業への伴走・経営支援を推進する。

詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください

ものづくり・商業・サービス補助金

- 革新的な製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。
- 温室効果ガス排出削減の取組に応じて補助上限を3段階に分け、グリーン枠を拡大します。
- 大幅な賃上げに取り組む場合は補助上限を引き上げます。
- グローバル市場開拓枠の一部類型では、海外ブランディング費等を対象経費に追加し、海外展開を支援します。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠	750~1,250万円	1/2(※3)
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※2)		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000~4,000万円(温室効果ガス排出削減取組に応じて3段階の上限を設定)	2/3
グローバル市場開拓枠	3,000万円(海外市場開拓(JAPANブランド)類型では、ブランディング・プロモーション等に係る経費も対象化)	1/2(※4)

(※1) 従業員規模毎に設定(※2) 前年度の課税所得がゼロ以下かつ常時使用する従業員がいる事業者が対象
(※3) 小規模事業者・再生事業者は2/3 (※4) 小規模事業者は2/3



大幅な賃上げをする事業者は、最大1,000万円の補助上限を上乗せ(回復型賃上げ・雇用拡大枠などを除く)

現在の公募→
情報はこちら

IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
- インボイス制度への対応を見据えたITツールの導入を支援するため、一部補助下限を撤廃します。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	5~450万円	1/2
デジタル化基盤導入枠	ITツール(会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等)	下限無し~50万円	3/4
		50~350万円	2/3
インボイス制度対応に活用可能!	PC・タブレット等	10万円	1/2
	レジ・券売機等	20万円	1/2
セキュリティ対策推進枠	サイバーセキュリティサービス利用料(※)	5~100万円	1/2

(※) 情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

現在の公募→
情報はこちら

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援します。
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3※
成長・分配強化枠(賃上げや事業規模拡大の取組)	200万円	
新陳代謝枠(創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	

※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4

【インボイス特例】
インボイス発行事業者に転換する事業者は補助上限額を一律50万円上乗せ(最大250万円)

現在の公募→
情報はこちら



事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎに係る取組を支援します。
- 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新事業設備投資等の新たな取組(※経営者交代型は承継前の後継者も対象)	600万円	1/2~2/3
	800万円(一定の賃上げをする事業者の上限を200万円上乗せ)	1/2(上限ゼロのみ)
専門家活用事業(仲介・FA費用等)	600万円	1/2~2/3
廃業・再チャレンジ事業(※1) 廃業費用等	150万円	1/2~2/3

(※1) 経営革新、専門家活用との併用が可能

現在の公募→
情報はこちら

問合せ先

- ものづくり・商業・サービス補助金：ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)
- 持続化補助金：商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら(03-6632-1502)
- IT導入補助金：サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター(0570-666-424)
- 事業承継・引継ぎ補助金：経営革新事業(050-3615-9053) 専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業(050-3615-9043)



アトツギ え〜ど

つないで、ひろがる。 まるごと支援

10年かかる事業承継 相談するなら



相談してよかった! 自社の問題を共有することでこれまでつまづいていた事業承継が計画的に進められました

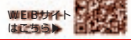


詳しくはこちらにアクセス!!

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL: 022-722-3884 FAX: 022-227-0250 E-mail: info@hikitsugi-miyagi.com

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12番30号 日本生命句当台西ビル8階



何を相談できるの?

事業承継でお悩みの事業者の方へ

- ・後継者がいない
- ・後継者への事業承継のやり方がわからない
- ・会社を買い(売り)たい

アトツギ え〜ど

ワンストップで対応します

事業承継の種類にかかわらず、ワンストップで対応します。また、事業承継や引継ぎに精通した専門家(弁護士、公認会計士等)が「秘密厳守」「相談無料」で対応しますので、安心です。

対象者	中小企業者(個人・法人)の方で、後継者不在など事業をどう継続するか悩んでいる方、または中小企業の事業を引受けたい方。
日時	毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00(土日祝日・年末年始を除く) 予約制 ※出張相談可
相談料	無料(M&Aへの着手や資産評価などについては、別途費用がかかる場合があります)

相談の受付

ご予約 お近くの商工会議所・商工会・金融機関・当センターにご連絡ください。(当センターはホームページからの予約も可能です)

面談 当センターの相談窓口にお越しいただき、面談をいたします。お越しいただけない事情がある場合は、出張相談も行います。※面談の際は、決算書、申告書、会社案内などをご用意ください。

秘密厳守

相談無料

支援の内容 当センターでは、相談の内容により以下のような支援を行います。

親族内承継/従業員承継

外部専門家(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)を派遣し、面談によって明らかになった課題を整理し、「事業承継計画書」の作成などをお手伝いします。 ※無料です。

第三者承継

全国のセンター共通のデータベースの活用などにより、相手候補先の探索・紹介を行います。また、ご希望の場合は、諸手続きなどを委託できる登録民間支援機関等(有料)も紹介いたします。

- ◆ 開催日時 10月17日(火) 午後1時～4時
 - ◆ 開催場所 大崎合同庁舎
 - ◆ 開催日時 10月24日(火) 午後1時～4時
 - ◆ 開催場所 登米合同庁舎
 - ◆ 開催日時 10月31日(火) 午後1時～4時
 - ◆ 開催場所 石巻合同庁舎
- 講師 弁護士 下請かけこみ寺 (公財)みやぎ産業振興機構
電話 0120(418)618
FAX 022(213)9734

- ☑ こんな要求は法律違反じゃないの? 方法を知りたい
- ☑ 相手からの無理難題で困っている
- ☑ 売掛金が回収できない
- ☑ 契約書の内容がよく理解できない
- ☑ 過重債務で代金が支払えない

取引上の悩み、問題、トラブル、疑問、納得がいかないことどんなことでもご相談ください。 ※対消費者問題、取引あっせん、経営、技術、融資、労務等に関する相談は除きます。

対象となる相談 事業者間の取引問題、過重債務相談できる方 中小企業、個人事業者

一度弁護士のアドバイスを受けてみませんか?

無料弁護士 移動相談会のご案内 (完全予約制)

中小企業 個人事業主 フリーランス の皆さん

抱えていませんか? 取引上の悩み

- 知財の侵害・保護
- 代金の未払い
- 買いたたき
- 不当なやり直し
- 受取拒否
- 返品
- 値引き

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺 相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 0120-418-618

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

無料相談(相談員・弁護士)

例えは...

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったと返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

電話相談 オンライン相談 対面相談 相談事例

下請かけこみ寺 0120-418-618

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

調停による紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら 0120-300-217

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

全都道府県に下請かけこみ寺を設置しています。

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた産業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)山形県産業振興センター	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興機構	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興財団	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興機構	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-6037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

下請かけこみ寺 相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 0120-418-618

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

【受付時間】平日9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の 商工会の福祉共済

毎月ご加入 いただけます!!

全国商工会会員福祉共済

けが 病気がんに しっかり備える



大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ 加入 できる特別な制度です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病気の補償およびトータルがん補償・シンプルがん補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし2022年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータルがんプラン・シニアシンプルがんプランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子

- ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫
- ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。



福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ベネフィットステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください 共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
- 2 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け
- 2 貸付条件は 無担保・無保証人
- 3 掛金は税法上 損金(法人)または 必要経費(個人事業)に

令和5年9月から
オンライン
手続きを
開始いたします

制度の詳細な内容はQRコード又はホームページからご確認ください。

ご要望の多い一部の手続きについて オンライン手続きが出来ます。

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済



経営セーフティ共済



小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

2023.9

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

- 1 国の退職金制度! 掛金の一部を国が助成します。
- 2 外部積立型でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。
- 3 掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください [中退共](#) [検索](#)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部**
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

宮城県最低賃金の改正について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記のとおり改正されます。

時間額	効力発生日
923円	令和5年10月1日

次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。
○精皆勤手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等 ○時間外・休日・深夜手当

■問合せ先
宮城労働局賃金室(☎022-299-8841)又は各労働基準監督署

8月31日から開始

※申請期限:2024(令和6)年1月31日
(事業完了期限:2024(令和6)年2月28日)

業務改善助成金の制度が拡充されます!

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場: 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場

例: 地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が955円(差額35円)の工場

→ 拡充後

対象事業場: 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場

(先ほどの例) 事業場内最低賃金が955円の工場

→ 拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き: 事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画 賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

・計画に基づく賃上げの実施

・計画に基づく設備投資等の実施

→ 拡充後

③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

920円以上

→ 拡充後

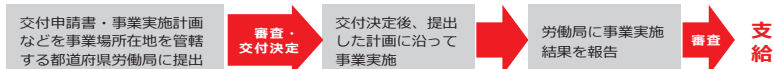
900円未満

900円以上
950円未満

950円以上

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

*10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。(なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。)

① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者

② 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③ 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは>

事業場で最も低い時給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれは、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了の期限は、2024(令和6)年2月28日です。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 店舗検索

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 [検索](#)



(R.5.8)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する**商工会の会員限定**の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている
小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**

個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書
法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.25%(令和5年9月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

マル経融資3つの特長

- 1 担保不要！ 2 保証人不要！ 3 低金利！**

申込要件
①商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上)
②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者) ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠) R6.3.31まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内(別枠)
返済期間	運転資金 20年以内(据置5年以内) 設備資金 20年以内(据置5年以内)
融資利率	当初3年間 年0.75% 3年経過後 年1.25% (令和5年9月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

(制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。)

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に **一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300**

**資金繰りに
お悩みの皆様へ**

**資金繰り支援のご案内
(令和5年10月からの支援メニュー)**

- ✓ **低利・無担保融資**
を令和6年3月末まで実施
- ✓ **資本性劣後ローン**
を令和6年3月末まで実施
- ✓ **セーフティネット貸付**
を令和6年3月末まで実施
- ✓ **コロナ借換保証制度**
を令和6年3月末まで実施
- ✓ **セーフティネット保証4号(コロナ)**
を借換目的で令和5年12月末まで実施



詳しくはこちら

チラシのダウンロードはこちら↑

資金繰り支援 (10月以降のメニュー)

日本政策金融公庫による制度

低利・無担保融資

コロナ対策(コロナで売上減少)

- * 制度概要：当初3年間は基準金利から0.5%引き下げた融資制度
- * 対象者：新型コロナの影響で、売上が5%以上減少した者
新型コロナの影響で、債務負担が重い事業者(債務償還年数13年以上)
- * 低利上限：(中小企業事業) 4億円、(国民生活事業) 6,000万円
- * 貸付期間：運転資金20年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間：最大で5年

資本性劣後ローン

コロナ対策

- * 制度概要：資産査定上「資本」とみなすことができ、民間金融機関の支援が受けやすくなる融資制度
- * 対象者：新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 融資上限：(中小企業事業) 15億円、(国民生活事業) 7,200万円
- * 貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年 ※元本は、期限一括償還

セーフティネット貸付

物価高対策(物価高で利益率が減少)

- * 制度概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- * 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- * 融資上限：(中小企業事業) 7億2千万円、(国民生活事業) 4,800万円
- * 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内
- * 据置期間：最大で3年

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)

信用保証協会による制度

コロナ借換保証制度

コロナ対策

物価高対策

- * 制度概要：民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付融資や新たな資金需要にも対応できる借換保証制度
- * 対象者：売上または利益が5%以上減少した者であり、経営行動計画書を作成のもと、金融機関による継続的な伴走支援を受ける者
- * 制度詳細：融資上限1億円、保証料0.2%等、据置期間最大5年

セーフティネット保証4号

コロナ対策

- * 制度概要：一般保証と別枠で利用できる保証制度
- * 対象者：コロナの影響で売上高等が減少しており、借換目的である者
- * 制度詳細：保証上限2.8億円、保証割合100%

(お問い合わせ先) 中小企業庁金融課(03-3501-2876)

★ **金融相談日のお知らせ** ★

- **相談日程** 10月12日(木)・26日(木)
11月2日(木)・16日(木)
12月7日(木)・21日(木)
- **相談時間** 午前10時～午後4時まで
- **場所** 一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

日本政策金融公庫仙台支店「国民生活第一事業」の担当者が商工会に出向き、皆様のご相談を受け、申し込みから貸付まで迅速に対応します。年末に向けての運転・設備資金等のご相談のある方はお気軽にご相談下さい。融資相談・申し込み希望の方は、必要な書類等がございますので、事前に商工会までご連絡下さい。(時間予約制になります。)

◆日時 11月16日(木)
◆会場 一迫花山商工会
午前10時30分～午後4時

事業資金のご準備はお済みですか？

**一日公庫相談会
のご案内
(完全予約制)**